# 山梨県地域経済牽引事業促進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)並びに同条第6項の規定による同意を得た基本計画(法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。)及びその実施に関し必要な事項その他地域における地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関し必要な事項について協議を行うことにより、当該地域の地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取り組みに寄与することを目的とする。

# (名称)

第2条 前条の協議会は、山梨県地域経済牽引事業促進協議会(以下「協議会」 という。)と称する。

#### (設置)

- 第3条 協議会は、次に掲げるものを構成員として設置する。
  - (1) 山梨県内に所在するすべての市町村
  - (2) 山梨県
  - (3) 法第4条第2項第7号に規定する地域経済牽引支援機関が行う支援の 事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
  - (4) 法第7条第2項各号に掲げる者
- 2 前項に掲げる市町村及び山梨県は、同項第4号に該当する者であって、協議会の構成員として加えるとされていない者が、法第7条第3項に規定する主務省令で定める期間内に、前項に掲げる市町村及び山梨県に対して自己を協議会の構成員として加えるよう申し出た場合に、必要があると認めるときは、構成員とすることができる。
- 3 第1項に掲げる市町村及び山梨県は、協議会の組織後に、必要があると認めるときは、同項第3号又は第4号に該当する者を構成員として加えることができる。

4 協議会は、第4条の事務を行わせるため、別表のとおり委員を設置する。

### (事務)

- 第4条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議を行うこと。
  - (2) 同意基本計画に位置づけられた事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
  - (3)前2号に掲げるもののほか、前条第1項に掲げる市町村の存する地域 (以下「地域」という。)における地域経済牽引事業の促進による地域 の成長発展の基盤強化に必要な事項の協議を行うこと。
  - (4) 関係行政機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の 協力を求めること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、地域経済牽引事業の促進による地域の成 長発展の基盤強化に関することを行うこと。

# (役員及び職務)

- 第5条 協議会に次の役員を置く。
  - (1)会長 1名
  - (2) 副会長 3名
  - (3) 監事 2名
- 2 会長は、委員の中から互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 7 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告しなければならない。
- 8 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。
- 9 委員は、非常勤とする。

#### (会議の招集)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の要請があるときは、会

議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付 すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

#### (会議の運営)

- 第7条 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って 定める。

## (オブザーバー)

- 第8条 協議会は、第4条に規定する事務に関し、必要に応じて意見を求める ため、オブザーバーを置くことができる。
- 2 オブザーバーは、会長が会議に招集し、発言を求めることができる。

#### (運営委員会の設置)

- 第9条 協議会は、その事務の一部を行わせるために運営委員会を設置することができる。
- 2 運営委員会は委員の中から選出する。
- 3 運営委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

### (協議結果の尊重)

第10条 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

### (事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、(公財) やまなし産業支援機構に事務局を置く。

#### (経費)

第12条 協議会に要する経費は、第3条第1項に掲げる構成員が協議して負

担する。

# (財務に関する事項)

第13条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、 会長が別に定める。

# (報酬及び費用弁償)

- 第14条 役員及び委員は、協議会に出席する場合を除いて、その職務を行う ために要する費用の弁償を受けることができる。
- 2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長が別に定める。

### (協議会解散の場合の措置)

- 第15条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の 同意を得なければならない。
- 2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打 ち切り、会長であった者がこれを決算し、監事であった者がこれを監査する。

#### (公表)

第16条 協議会の公表は、第3条第1項に掲げる市町村及び山梨県の広報及 びホームページへの掲載の他、必要があると認めるときは、新聞掲載等によ り行う。

### (その他必要事項)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

この規約は、平成19年 9月 5日から施行する。 附 則 この規約は、平成23年 4月 1日から施行する。 則 附 この規約は、平成25年 4月10日から施行する。 附 則 附 則 この規約は、平成26年 5月29日から施行する。 この規約は、平成29年 5月31日から施行する。 附 則 附 則 この規約は、平成29年 8月25日から施行する。

第3条関係 別表 山梨県地域経済牽引事業促進協議会 構成員・委員名簿 【H29.8.25 改正後】

構 成 員	委員
市町村(27団体)	各市町村事務担当部課長
山梨県	産業労働部 次長又は課長
日本銀行	各構成員が推薦する者
(株)山梨中央銀行	n .
東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	II.
公立大学法人山梨県立大学	II .
国立大学法人山梨大学	II .
山梨学院大学	II .
山梨県商工会議所連合会	II .
(一般社団法人) 山梨県機械電子工業会	II .
山梨県中小企業団体中央会	II .
山梨県商工会連合会	II .
山梨県経営者協会	II .
(公財)山梨総合研究所	II .
(公財)やまなし産業支援機構	専務理事
	4 1 団体